

## ◎健康保険法等の一部を改正する法律

(平成二十五年五月三十一日法律第二六号)

### 一、提案理由(平成二十五年四月三日・衆議院厚生労働委員会)

○田村国務大臣 たいだいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

協会けんぽは、中小企業の労働者とその家族が多く加入しており、被用者保険のセーフティーネットとして国民皆保険を堅持していく上で、重要な役割を果たしております。しかしながら、近年の経済状況の悪化による保険料収入の減少や医療費の増加等により、その財政状況は厳しくなっており、協会けんぽの全国平均の保険料率も毎年引き上げられております。

今回の改正は、こうした状況を踏まえ、平成二十五年度及び平成二十六年におけるさらなる保険料率の上昇を抑制するために、平成二十二年度から平成二十四年度までと同様に、協会けんぽに対する財政支援措置等を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

健康保険法等の一部を改正する法律

ます。

第一に、平成二十五年及び平成二十六年において、協会けんぽに対する国庫補助率を千分の百六十四とするともに、協会けんぽの準備金について、積み立てることを要しないこととしております。

なお、協会けんぽに対する国庫補助率については、その財政状況等を勘案し、平成二十六年までの間に検討を行い、必要があると認めたときには、所要の措置を講ずることとしております。

第二に、平成二十五年及び平成二十六年において、被用者保険等の保険者が負担する後期高齢者支援金について、その額の三分の一を被用者保険等の保険者の標準報酬総額に応じたものとするとしております。

第三に、健康保険の被保険者または被扶養者の業務上の負傷等について、労働者災害補償保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務を除き、健康保険の給付対象とすることとしております。

最後に、この法律案の施行期日については、平成二十五年四月一日としておりますが、健康保険の被保険者または被扶養者の業務上の負傷等に関する規定につきましては、平成二十五年十月一日から施行することとしております。

八五

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要です。御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

## 二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二五年四月二三日)

○松本純君 ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、医療保険制度の安定的運営を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、平成二十五年度及び二十六年度において、協会けんぽに対する国庫補助率を千分の百六十四に引き上げるとともに、被用者保険等の保険者が負担する後期高齢者支援金の額について、その額の三分の一を被用者保険等の保険者の標準報酬総額に応じたものとする事、

第二に、健康保険の被保険者等の業務上の負傷等について、労災保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務を除き、健康保険の給付対象とすること等であります。

本案は、去る四月二日本委員会に付託され、翌三日に田村厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、五日から質疑に入

り、十九日に質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党及び公明党より、施行期日についての修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

## ○委員会修正の提案理由(平成二五年四月一九日)

○高島委員 自由民主党の高島修一でございます。

ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、原案において「平成二十五年四月一日」となっている施行期日を「公布の日」に改めることとあります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

## 三、参議院厚生労働委員長報告(平成二五年五月二四日)

○武内則男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、医療保険制度の安定的運営を図るため、平成二十五年及び平成二十六年について、平成二十二年から平成二十四年までと同様に、協会けんぽに対する国庫補助率を一六・四％とするともに、被用者保険等の保険者が負担する後期高齢者支援金の額について、その三分の一を標準報酬総額に応じたものとする等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日に変更する修正が行われております。

委員会におきましては、今後の医療保険制度改革の見直し、平成二十七年以降の協会けんぽに対する財政支援策、高齢者医療制度に係る支援金等の費用負担の在り方、健康保険と労災保険の適用関係等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村智子委員より反対する旨の意見が述べられました。討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律

○附帯決議（平成二十五年五月二三日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、後期高齢者医療制度及び前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整による拠出金によって、運営に困難をきたしている保険者に対する財政支援を、同法案の措置期限である平成二十六年までの間、継続し、かつ更に充実すること。

二、高齢者医療制度に係る保険者間の費用負担の調整については、その再構築に向け、広く関係者の意見を聴取するとともに、若年者の負担が過大なものとならないよう、公費負担を充実すること。

三、協会けんぽについては、中長期的な財政基盤の強化を図るため、国庫補助率について、健康保険法本則を踏まえて検討し、必要な措置を講ずること。

四、国民健康保険制度については、適切な財政支援を行うとともに、平成二十七年からの都道府県単位の共同事業の拡大の円滑な実施に努めること。  
右決議する。